

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項

（目的）

第1条 この要項は、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、活力あるまちづくりと地域経済の活性化に資することを目的とする。

（対象者要件）

第2条 支援金の交付対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号から第5号までのいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 移住に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 移住元に関し次に掲げる要件を全て満たしていること。

(ア) 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区に通勤していたこと（ただし、東京23区に通勤した期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) 前(ア)及び(イ)に掲げるもののほか、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年限を上限（た

だし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関し、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（ア） 支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

（イ） 支援金の申請日から5年以上継続して本市に居住する意思があること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（ア） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人又は在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者をいう。）を有する外国人であること。

（ウ） 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、茨城県及び本市が認める場合を除く。

（エ） その他茨城県又は本市が支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 一般の場合 次に掲げる要件を全て満たしていること。

（ア） 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ） 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ） 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（エ） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

（オ） （エ）の求人への応募日が、マッチングサイトに（イ）の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 支援金の申請日から５年以上、当該法人に継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関し、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週２０時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 申請者又は同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築又は購入したこと。

なお、同一の住宅に対して、支援金を複数回申請することは認められない。

(4) 本市における関係人口に関し、申請時において次のア又はイに該当し、かつ、ウからオまでのいずれかに該当する者であること。

ア 県内の農林水産業（専業に限る。）へ就業又は承継した者

イ 市町村等（複数市町村で農業を営む農業者が認定農業者に係る経営改

善計画の認定を申請する場合の都道府県又は国を含む。)において、認定新規就農者又は認定農業者の認定を受けている者

ウ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者

エ 転入日前の３年間に本市に来訪し、移住に関する相談や市が主催する事業への参加等の実績がある者

オ 市内に住宅を取得した者

- (5) 支援金申請日前１年以内に茨城県がわくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年５月２９日付計推第４０号茨城県政策企画部計画推進課長通知）に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

２ 前項の要件を満たしている者のうち、世帯での申請をする場合は次の全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３か月以上１年以内であること。
- (4) 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第３条 支援金の金額は、世帯での申請の場合にあつては１００万円、単身の申請の場合にあつては６０万円とする。

２ １８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、前項の支援金の金額に１８歳未満（申請日が属する年度の４月１日において１８歳未満の者をいう。）の者１人につき１００万円を加算する。

(交付申請等)

第４条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住前に、あらかじめ、事前相談を行い、移住支援金移住前相談票（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２ 申請者は、次の各号に掲げる書類を当該年度の２月末日（閉庁日にあたる場合は、その前の最も近い開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書（様式第2号）
- (2) 就業証明書（通勤要件）（様式第3号の1）（第2条第1項第1号において東京23区内への通勤を要件とする場合。）
- (3) 移住後の就業先の就業証明書（様式第3号の2）、就業証明書（テレワーク用）（様式第3号の3）又は就業時間の証明書（テレワーク用）（様式第3号の4）（ただし、第2条第1項第4号において就業を要件としない場合及び同項第5号に該当する場合を除く。）
- (4) 本人確認書類の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

- 2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知する。
（支援金の請求）

第6条 前条第1項の決定通知を受けた申請者は、交付決定の日から3か月以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付請求書（様式第5号）により、市長に請求しなければならない。
（報告及び立入調査）

第7条 茨城県及び本市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されていることを確認するために必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告等を支援金の交付を受けた者及びその者が勤務する企業に対し求めることができる。
（返還請求）

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額
- (3) 支援金の申請日から1年以内に第2条第1項第2号の支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、茨城県と本市が協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年告示第9号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年2月13日から適用する。

附 則 (令和2年告示第48号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第76号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第2-2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第36-2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正

規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 1 1－4 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 1 3－3 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 7 4 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 1 2 0 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項による改正後の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年告示第 1 2 7 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項による改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

相談年月日 年 月 日

常陸太田市長 殿

移住支援金移住前相談票

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項第 4 条第 1 項の規定により、本申請の要件を満たす予定のため、移住前に常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金の事前相談をいたします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
現住所	〒		
電話番号		メールアドレス	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）	人
			上記の内 18 歳未満の者の人数 ※申請予定日が属する年度の 4 月 1 日時点（配偶者を除く）	人
移住支援金の種類	就業	起業	テレワーク	関係人口

3 過去の移住支援金の受給について

過去 10 年以内の移住支援金の受給の有無（世帯員としての受給を含む） ※移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、茨城県及び常陸太田市が認める場合を除く。	有	無
--	---	---

4 確認事項（別紙チェックリスト参照）

5 添付書類

- ・戸籍の附票の写し等（移住前要件の確認ができる書類）
- ・雇用保険被保険者資格取得回答書等（東京 23 区への通勤要件で 2 か所以上会社に確認をとる必要がある場合）

※注意事項

- ・常陸太田市に当相談票を提出しなかった場合は、常陸太田市での移住支援金の事前のお手配が出来ません。また、申請時に予算に達していた場合は、移住支援金を支給できない場合があります。
- ・また転入後 3 か月経過後（併せて、就業の場合は就業 3 か月経過後又は起業支援金交付決定後）には、速やかに必ず本申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

様式第 1 号別紙

常陸太田市移住支援金 チェックリスト

・この制度は、本申請した日から 5 年以上継続して常陸太田市に居住する意思があることを条件としています。

・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後 5 年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件	
(1) <u>住民票を移す直前の 10 年間について</u> 、下記①～③のいずれかに該当する	はい ・ いいえ
☐	①「東京 23 区に住民票を置いている期間」が通算 5 年以上である。
☐	②「東京圏（東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算 5 年以上である。 なお、東京圏（東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区内の大学等へ通学していた方で、東京 23 区内の企業等へ就職した方（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。
☐	③「上記①と②を合算した期間」が通算して 5 年以上である。
(2) <u>住民票を移す直前の 1 年間について</u> 、下記①～③のいずれかに該当する	はい ・ いいえ
☐	①「東京 23 区に住民票を置いていた期間」が連続して 1 年以上である。
☐	②「東京圏（東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して 1 年以上である。 なお、東京圏（東京都 23 区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京 23 区内の大学等へ通学していた方で、東京 23 区内の企業等へ就職した方（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京 23 区への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該一年の起算点とすることができる。

☐	③「上記①と②を合算した期間」が連続して 1 年以上である。	
2 移住先に関する要件		
下記（１）～（５）の いずれか に該当する		はい ・ いいえ
（１）テレワークに関する要件 下記①～④の 全て に該当する		
☐	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
☐	②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。	
☐	③原則、恒常的に勤務先へは通勤しない。	
☐	④勤務先から通勤手当（定期券相当の交通費）の支給を受けていないこと。（通勤実績がある場合は要相談）	
☐	⑤申請者又は同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと（申請までに購入予定も含む）。	
（２）関係人口に関する要件 下記①・②の いずれにも 該当する		
☐	①次の いずれか に該当する者 ・ 県内の農林水産業（専業に限る。）へ就業又は承継した者 ・ 市町村等（複数市町村で農業を営む農業者が認定農業者に係る経営改善計画の認定を申請する場合の都道府県又は国を含む。）において、認定新規就農者又は認定農業者の認定を受けている者	
☐	②次の いずれか に該当する者 ・ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・ 転入日前の 3 年間に本市に来訪し、移住に関する相談や市が主催する事業への参加等の実績がある者 ・ 市内に住宅を取得した者	
（３）就職に関する要件（一般の場合） 下記①～③の 全て に該当する		
☐	①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること（予定を含む）。	
☐	②就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業 でないこと。	
☐	③週 20 時間以上の無期雇用契約であること。	
（４）就職に関する要件（専門人材の場合） 下記①～③の 全て に該当する		

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項第4条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1. 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2. 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金		就業		起業	上記の内18歳未満の者の人数 ※申請日が属する年度の4月1日時点	人
の種類		テレワーク		関係人口	事前相談日	年 月 日

3. 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、本市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業・関係人口の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業する・起業した事業を行う意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 常陸太田市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、茨城県及び常陸太田市が認める場合を除く。		A. 該当する		B. 該当しない
支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに常陸太田市へ報告し、返還手続きをする		A. 誓約する		B. 誓約しない

※ 各種確認事項の B に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4. 転出元の住所

住所	〒
----	---

5. 東京 23 区への在勤歴（東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記入）

期間	就業先	就業地

6. 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ） ※原則、恒常的に通勤しないこと。
テレワーク実施日数	転入日 年 月 日～申請日までの勤務日数（ ） 勤務日数のうちテレワーク実施日数（ ） 勤務日数のうち通勤又は出張日数（ ）
住宅取得	新築・購入（名義人）申請者 ・ 同一世帯員 登記済 未登記（理由 登記完了予定日 ）

7. 関係人口の内容（該当する欄に○を付けてください。）（関係人口による移住者のみ記載）

関係人口の内容		該当する
(1) 次のいずれかに該当する	① 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業又は承継する	
	② 認定新規就農者又は認定農業者の認定を受けている	

(2) 次のいずれかに該当する	①茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者	
	②転入日前の３年間に、本市に来訪の実績がある	
	②市内に住宅を取得している	

【添付書類】

(1) 本人確認書類

(2) 移住等に関する要件を満たすことを証する書類

- ・ 就業証明書（通勤要件）（様式第３号の１）（東京 23 区外からの在勤者に該当する場合）等

(3) 就職に関する要件を満たすことを証する書類（種類が「就業」の場合）

- ・ 就業証明書（様式第３号の２）

(4) テレワークに関する要件を満たすことを証する書類（種類が「テレワーク」の場合）

- ・ 就業証明書（テレワーク用）（様式第３号の３）又は就業時間の証明書（テレワーク用）（様式第３号の４）等
- ・ 申請者又は同一世帯の者が市内にて住宅を取得したことが分かる書類

(5) 関係人口に関する要件を満たすことを証する書類（種類が「関係人口」の場合）

(6) 起業に関する要件を満たすことを証する書類（種類が「起業」の場合）

(7) その他市長が必要と認める書類

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び常陸太田市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に常陸太田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に常陸太田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 申請者及び世帯員いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される常陸太田市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び常陸太田市は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び常陸太田市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 3 号の 1 （第 2 条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（通勤要件）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名			
勤務者住所（在籍時）			
勤務先名／所属部門名			
勤務先電話番号			
就業年月日 （在籍期間）	年	月	日
雇用保険加入期間	～		
通勤履歴	通勤期間	通勤先（在勤地）	
		事業所名	通勤先住所
	～		
	～		
	～		
備考欄			

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び常陸太田市の求めに応じて、茨城県及び常陸太田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 3 号の 2 （第 4 条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 2 0 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない
	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び常陸太田市の求めに応じて、同茨城県及び常陸太田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 3 号の 3 （第 4 条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（テレワーク用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
就業形態	原則、恒常的に通勤せず、移住先でテレワーク勤務である
通勤手当	定期券相当の交通費は支給していない

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び常陸太田市の求めに応じて、同茨城県及び常陸太田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

常陸太田市長 殿

申請者名

居住地

就業時間の証明書（テレワーク用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日				
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間	
		(うち休憩時間		分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日	
	平日	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)	
	土曜	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)	
	日祝	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間	
		(うち休憩時間		分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)			
就労実績 (直近 3 か月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月		
主とする 業務内容					
業務実施状況	いずれか該当する欄に○を付けてください				
		移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている		移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っていない	
特記事項(備考)					

年 月 日

様

常陸太田市長 印

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金について、常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項第 5 条の規定により、次のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので通知します。

記

1. 交付決定額

円

2. 交付しないことに決定した場合の理由

（備考）

- 1 市は、常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請等をした場合 全額
 - ・支援金の申請日から 3 年未満に本市から転出した場合：全額
 - ・支援金の申請日から 1 年以内に第 2 条第 1 項第 2 号の支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本市から転出した場合：半額
- 2 市は、常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項の規定により、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 【フラット 3 5】地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は【フラット 3 5】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫における新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

住所 常陸太田市 町 番地
氏名

常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付請求書

年 月 日付第 号で交付決定のありました常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金について、常陸太田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項第6条の規定により、次のとおり支援金の交付を請求します。

記

1. 移住支援金額

_____円

2. 振込指定口座

金融機関名 _____

支店等名 _____

口座番号 _____

種 目 普通 ・ 当座 _____

フリガナ

口座名義人 _____

※申請者が口座名義人となっているものに限りします。

3 添付資料 振込先口座を確認できる書類の写し